番号	分類	ご質問	回答
1	分野・領域	現行の課題と研究対象の一部が被っている場合、応募にあたって留意すべきことなどはありますか。	既存のプロジェクトと研究対象が同一であっても、研究内容・目的が異なり、アプローチなどに新規性があり、社会実装への道筋が明確であれば、選考提案として問題ございません。
2	分野・領域	人文社会経済系を軸にした提案でも受け付けられますか。その場合採択のために特に留意するべき点はありますか。	人文社会系を軸とした提案も受け付けております。ただし、他の提案と同様に、科学的な新規性などの選考の観点も重視されますので、自然科学と人文・社会科学領域のアプローチを融合させた提案が望まれます。詳細は、公募要領「2.10 選考の観点及び留意事項」をご確認ください。
3	分野・領域	過去に応募領域とは異なる領域に事務局側で振り分けられた経験があります。今回、環境領域とカーボンニュートラル領域のどちらで応募すべきか、ご意見をいただけますでしょうか。	公募要領p.23から記載している各領域の趣旨についてご確認いただき、ご自身がご提案の研究内容に沿って適切と考える領域にご応募ください。ただし、提案書の内容によっては、提案者の希望とは異なる研究領域にて選考を行う場合があります。
4	分野・領域	重点推進型SATREPSについて、公募要領に記載されている内容に合っている場合はなるべくチェックした方がよいのでしょうか。審査のうえで、優先的に審査される、或いは、この枠で審査される等、そのあたりの情報を教えてください。	重点推進型のテーマ・背景に沿ったご提案であれば、チェックをつけてご提出ください。重点推進型として別枠で審査が進むというわけではありませんが、選考の観点にも国の政策等との合致という点もありますので、該当する場合はチェックしていただければと思います。
5	提案書	「6．研究計画とその進め方」の表を作成するためのひな形PPTがありませんが、自分で作成するものなのでしょうか。	表を画像からデータに差し替えましたので、以下の様式をご活用ください。 https://www.jst.go.jp/global/pdf/yoshiki2026.docx
6	実施体制 （日本側）	中国の国籍を持っていますが，代表者として申請することは可能でしょうか。	日本国内の研究機関に所属していれば、外国籍の研究者も研究代表者や主たる共同研究者として応募することは可能です。ただし、派遣国によっては、免税・訴追免除等、相手国との協定等により付与されるべき特権・免除事項が適用されない場合があります。
7	実施体制 （日本側）	応募にあたり、日本側の研究代表者所属機関は大学である必要がありますか。それとも国立研究開発法人や公益財団法人などのその他の種別の研究機関所属でも応募できますか。	大学である必要はなく、国立研究開発法人や公益財団法人などの所属でも応募できます。 応募要件にある「国内の研究機関」とは、日本国内の法人格を有する大学、国公私立高等専門学校、独立行政法人、国公立試験研究機関、公益法人、企業等、及び法人化していない国立研究機関を指します。
8	実施体制 （在外研究員）	在外研究員は、長期・短期を問わず、派遣手続きはJICAで行っていただけるのでしょうか。	長期専門家の場合は、JICAが手続きを行いますが、短期専門家の場合は、大学が事業契約内で行うという整理をしています。一部の国では、受入確認やビザなど手続きの関係で、JICAが対応するという例外もあります。

9	実施体制 （在外研究員）	長期在外という場合の、「長期」の定義につきましてお尋ねします。 例えば5年間のプロジェクトで全期間現地に滞在すればそれは長期になると思います。 しかし次のような場合はどうでしょうか。 ・毎年初めの１０か月は現地、残り２か月は日本 ・毎年初め５か月現地、１か月日本、再び５か月現地、１か月日本 ・毎月初め１５日現地、残り１５日日本 ・毎月第１週現地、第２週日本、第３週現地、第４週日本 上記のような場合、どのような滞在型となりますか。	長期の定義は1年以上現地に滞在するという意味ですので、以下は該当しません。 長期滞在の場合、JICAが実施している事業は相手国で技術協定を締結して、免税等の様々な特権が付与されますが、その際の用件も一年以上滞在となっています。
10	実施体制 （業務調整員）	間接費ありにして業務調整員をODAコンサルタントに発注することも推奨しているという説明がありましたが、JICAでの業務調整員の公募をお願いするよりも大学でコンサルタントを依頼した方が良いということでしょうか。もし理由があれば教えてください。	JICAの業務調整員は公募や健康診断で派遣が遅れたり、人材確保ができなかった等で活動に影響が出た事例等があったため、今年から、間接経費有の事業契約としてODA開発コンサルタントに業務調整員の業務を再委託することを推奨しています。 他方、JICAの業務調整員は国際協力や現地に精通している人も多いので、国によっては、JICA業務調整員の方が適切な場合もあります。この業務調整員の派遣に関しては、条件付き採択後、詳細計画策定調査にて検討することになりますので、応募時には大学側で適宜ご判断いただいて構いませんが、ODA開発コンサルタントを共同研究機関とするケースもあります。
11	予算 （JST・JICA）	日本側，相手国側で同じ分析装置を揃える場合に，高額の場合には装置の単年度一括購入は難しいため，装置の複数年分割リース導入は可能でしょうか。	【日本側について（JST）】 リースやレンタルも可能ですが、購入する場合に比して経済的であることが必要です。リース料について委託研究契約の契約期間の範囲内において複数年度契約を行うことも可能です。詳しくは事務処理説明書等をご覧ください。（事務処理説明書 p.39 https://www.jst.go.jp/contract/download/2025/2025a301manua.pdf）（FAQ 質問番号4005 https://www.jst.go.jp/contract/download/2025/2025a301faq.xlsx） 【相手国側について(JICA)】 機材供与するということであれば、相手国要請をうけて大学が購入して相手側に譲渡する必要があるため（所有権を相手側に移転することになるため）、リース契約はできません。
12	予算 （JST・JICA）	5年の研究を計画する場合、暫定期間１年（令和８年４月～令和９年３月）＋研究期間５年（令和９年４月～令和１４年３月）と理解して良いのでしょうか。 その場合、①暫定期間の活動費は当該予算から充当可能でしょうか。 ②（とくにODA部分について）相手国の会計年度とのズレはどのように考えるべきでしょうか。	5年の研究を計画する場合、暫定契約期間約１年（令和８年５月頃～令和９年３月）＋研究期間５年（令和９年４月～令和１４年３月）となります。 ①暫定期間中の活動費は650 万円（間接経費含む）を上限としてJST予算から充当可能です。暫定期間に行う活動については、公募要領 43 ページをご確認ください。 ②相手国側の会計年度のズレは、先方負担等の関係で、計画策定上は検討しなければいけませんが（例えば、機材を納品する時期も相手側の予算措置等の状況を見て、大学等が行う入札の納品時期を決定する等）、JICAの経理上は相手国側への直接支出は認めていないので、経理上は気にしなくても大きな問題は生じません。

13	予算 （JST・JICA）	JICAの予算関係で機材を相手国に供与する際に事務作業がかなりありますが、事務作業等を担当する事務補佐員等を雇用する経費に間接経費などを充てられますか。	【JICA予算について】 調達にかかる事務職員の雇用について、要望・ニーズがあることは理解しておりますが、現時点では、業務諸費用として、1ヶ月10万円の臨時雇用（アルバイト）費用しか認められておりません。現在は、大学が主体となって機材調達していただいており、今年から現地調達した機材について、大学側で免税処置をしていただくことを徹底する手引きの案内となっておりますので、今後は、検討していかなければいけないと認識しています。間接経費ありの場合の間接経費は、5年間の業務調整員派遣に係るすべての経費となっておりますので、その間接経費の金額の範囲内にて日本側の手続きを行う事務職員を雇用するということは、JICAとしては妨げていません。 【JST予算について】 日本側の研究機関（JSTと契約を締結している機関）に所属している方であれば、間接経費（３０％）の中で、事務補佐員の経費をまかなうことは可能です。
14	予算 （JST・JICA）	相手国側の研究機関で事務手続き等の補佐をしていただく方の雇用は、JST、それともJICAの経費で雇用できるのでしょうか。JICAでは人件費を見ていないとのご説明でしたが、現地サポート要員の雇用は、どのように考えたらよいでしょうか。	相手国側の研究機関に所属する方の人件費はJST予算、JICA予算いずれからも支出できません。 現地サポート要員の雇用は、相手側の研究機関に関しては相手側研究機関が支出することが原則です。なお、間接費無しで、JICAが業務調整員を派遣する場合は、在外事業強化費での業務調整員の秘書的な業務の雇用のみ認められています。
15	予算 （JICA）	海外（第三国）にある支部に所属する研究員は、プロジェクトに加わることは可能でしょうか。 可能な場合、第三国から相手国への派遣費は、JICA予算で可能でしょうか。	日本の研究機関に所属している方であれば、海外支部の駐在者であっても、日本側メンバーとして参画可能です。第三国から相手国への派遣費は、日本の旅費法により、原則として、所属先の勤務地つまり海外支部の勤務先から、相手国側の業務先（相手国研究機関）の最短ルートで支給されます（例えば、NY支所に勤務しており、ケニア・ナイロビに出張する場合、起点はNY⇒最短・通常経路（欧州・中東）⇒終点：ナイロビの航空代が支給上限となります。
16	予算 （JICA）	相手国（ヨルダン）の研究機関と協力しますが、その機関によって雇われる嘱託社員の人件費はどうなりますか。	相手国側の研究機関が雇用する臨時社員については、JICAからは一切経費は支出できません。
17	社会実装	ODAでは、どのくらいのスパンでの産業化を求めているのでしょうか。	各案件の程度や国の状況により異なり、条件付き採択後、詳細計画策定調査を実施する際にプロジェクト目標として設定しています。JICAとして、多くの案件では3年～5年後の事後評価を実施する時期を目安に研究活動が継続され、社会実装されることを期待しています。
18	その他	研究代表機関が機材を調達して現地へ送った後、或いは、現地で購入調達した後、すぐに相手側に機材供与しないといけないでしょうか。一定期間、日本側が管理・保管することは可能でしょうか。	原則、相手国側の空港・港に到着、或いは購入してすぐに、相手国側に引き渡すことになります。ただし、日本側で開発したシステムを機材にインストールをして供与しなければいけないといった事例については、この一定期間JICAが所有権を有することとなり、この期間に機材等が破損した場合は、善管注意義務違反で大学側で経費を支出していただくことになりますので十分に気を付けてください。機材供与という観点から、その行為（一定期間、JICAが所有することなど）について、相手国側とミニッツを結ぶ必要がございますので、こういった場合は条件付き採択後、詳細計画策定調査の際に改めてご相談ください。
19	その他	ジョージア国は対象の地域となるでしょうか。応募の際、どのような書類を作成する必要があるでしょうか。	ジョージア国は本年度公募の対象です。詳しくは公募要領p131 別添１の対象国一覧をご参照ください。 また、応募に係る必要書類はHPにて公開しておりますので適宜ご参照ください。 https://www.jst.go.jp/global/koubo/index.html#link03

20	その他	これまで採択された相手国の偏りなどが選考で考慮される可能性はあるでしょうか。あるとすればどの程度でしょうか。	外交上の施策として実施するプログラムでもありますので、国地域や研究課題のバランスも含めて考慮しています。採択実績の多い国との提案は必ずしも採択可能性が著しく低くなるということではありませんが、研究内容での評価が拮抗した場合等には採択の少ない国を考慮することがございます。
21	その他	提携先と、自分の双方が基盤技術を持っている段階で、テーマに関しての相互研究がスタートした段階での応募でも問題ないでしょうか。	どの段階であっても科学的な新規性や社会実装の計画を備えたSATREPSの趣旨に沿った研究であれば応募いただいて問題ございません。
22	その他	・若手研究人材育成やプロジェクト実施後における協力の継続性の重要性に鑑み、「研究代表者が45歳未満」または「日本側研究チームの半数以上が35歳以下」の若手研究者を中心とした体制で構成される課題の積極的な提案を奨励します。 ・ダイバーシティ推進の一環として、女性研究者からの提案を歓迎します。また、女性研究者の研究チームへの積極的な参画を期待します。 とのことですが、奨励・期待の具体的な対応を教えてください。 （例：枠の設定、採択方法のレールの違い）	枠の設定はありませんが、研究内容での評価が拮抗した場合等には若手や女性研究者を含む提案を考慮することがあります。
23	その他	公募要領の英語版はいつ頃更新されますか。	9月8日の週を目途に、以下に掲載する予定です。 https://www.jst.go.jp/global/english/koubo/index.html#link02